

町税等滞納者に対する行政サービス給付等の制限実施要綱

令和 7 年 5 月 1 日
大和町告示第 8 8 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、町税等の滞納者に対する町で行う行政サービス給付等の制限（以下「サービス制限」という。）を実施し、税に対する認識を高め、税の公平性及び税行政の適正化を図り行政サービスの受益と負担を明確にし、収納率向上に資するものである。

(定義)

第 2 条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町税等 大和町税条例（昭和 30 年大和町条例第 6 号）第 3 条第 1 号から第 3 号及び大和町国民健康保険税条例（昭和 32 年大和町条例第 11 号）並びに大和町介護保険条例（平成 12 年大和町条例第 4 号）第 2 条、大和町後期高齢医療に関する条例（平成 20 年 3 月 7 日大和町条例第 2 号）に規定するものをいう。
- (2) 滞納者 納付すべき町税等がその納期限を経過し、未納となっている状態の者をいう。
- (3) 給付等 補助金交付、利子補給、融資あっせん、登録、資格等をいう。

(対象事業)

第 3 条 対象とする事業は別表に掲げる事業とする。

(サービス制限措置)

第 4 条 前条に掲げる事業担当所管課等（以下「担当課等」という。）は、町税等の滞納者であることを確認できた場合、対象事業についてサービス制限する措置を講ずることができる。

- 2 担当課等は、前項の措置を講ずるに当たっては、当該措置の対象者について税務課徴収対策係と連携し納税相談等により町税等の納付促進を図り、第 1 条の趣旨に則り、厳格かつ公平な対応により、サービス制限の可否を判断するように努めなければならない。
- 3 担当課等は、対象事業のサービス制限を条例等に明文化しなければならない。
- 4 担当課等は、対象事業の申請書等到大和町個人情報保護条例（平成 17 年大和町条例第 3 号）第 7 条第 2 項第 8 号の規定による、申請人が町税等の完納状況を確認することに同意する旨の文言を明文化しなければならない。

(その他)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則
この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 21 年 5 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 4 年 5 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

行政サービスの給付等の制限対象項目

NO	行政サービスの制限項目	所管課	摘 要
1	合併処理浄化槽設置整備事業	上下水道課	
2	水洗便所改造資金融資あっせん事業	上下水道課	
3	中小企業振興資金融資あっせん事業	商工観光課	
4	町営住宅入居資格	都市建設課	
5	道路占用許可	都市建設課	
6	競争入札参加資格承認	財政課	
7	学校給食物資納入業者選定	教育総務課	
8	一般廃棄物処理業許可	町民生活課	
9	下水道排水設備等指定工事店	上下水道課	
10	指定給水装置工事事業者	上下水道課	
11	業務の委託	財政課	
12	工事の請負	財政課	
13	普通財産等の貸付	財政課	
14	大和町認可外保育施設利用者補助金事業	子ども家庭課	
15	大和町三世帯同居応援事業	まちづくり政策課	
16	大和町子育て世帯等移住・定住応援事業	まちづくり政策課	
17	大和町高等学校等通学応援事業	まちづくり政策課	
18	大和町第3子以降育児応援祝金制度	子ども家庭課	
19	大和町子育て支援住宅入居時奨励金	まちづくり政策課	
20	大和町子育て支援住宅入居者子育て応援奨励金	まちづくり政策課	
21	大和町空き家家財等片付け支援事業	まちづくり政策課	
22	大和町空き家住宅購入支援事業	まちづくり政策課	

23	子育て支援住宅入居資格	都市建設課	
24	企業主導型保育施設多子世帯保育料軽減事業	子ども家庭課	
25	大和町特殊詐欺撃退電話機等購入補助金	総務課	
26	大和町地域でがんばる事業者応援補助金	商工観光課	
27	大和町奨学金返還支援補助金	まちづくり政策課	